

平成23年度責任者講習実施計画

No.	日 時	地 区	会 場	備 考
1	5月2日(月) 13:30~15:30	長崎	長崎市栄町4-9 長崎県市町村会館	
2	5月17日(火) 13:30~15:30	佐世保	佐世保市三浦町2-3 アルカスSASEBO大会議室A	
3	6月2日(木) 13:30~15:30	新上五島	南松浦郡新上五島町有川郷733 有川総合文化センター	
4	6月9日(木) 14:00~16:00	対馬	対馬市豊玉町仁位370 豊玉文化会館	
5	6月10日(金) 13:30~15:30	壱岐	壱岐市郷ノ浦町本村触445 壱岐文化ホール	
6	6月13日(金) 13:30~15:30	長崎	長崎市栄町4-9 長崎県市町村会館	
7	6月23日(木) 13:30~15:30	県北	佐世保市江迎町長坂104 江迎地区生涯学習センター	
8	6月30日(木) 13:30~15:30	五島	五島市池田町1-2 五島市勤労福祉センター	
9	7月5日(火) 13:30~15:30	県央	大村市幸町25-30 パークベルズ	
10	7月12日(火) 13:30~15:30	西海	西海市大瀬戸瀬戸檜浦郷2222 大瀬戸コミュニティセンター	
11	7月19日(火) 13:30~15:30	長崎	長崎市栄町4-9 長崎県市町村会館	◎
12	7月26日(火) 13:30~15:30	佐世保	佐世保市三浦町2-3 アルカスSASEBO大会議室A	
13	8月1日(月) 13:30~15:30	県北	佐世保市江迎町長坂104 江迎地区生涯学習センター	
14	8月5日(金) 13:30~15:30	雲仙	雲仙市小浜町南本町14-1 ハートピア雲仙小浜	
15	8月26日(金) 13:30~15:30	長崎	長崎市栄町4-9 長崎県市町村会館	
16	9月6日(火) 13:30~15:30	県央	大村市幸町25-30 パークベルズ	
17	9月13日(火) 13:30~15:30	長崎	長崎市栄町4-9 長崎県市町村会館	
18	9月29日(木) 13:30~15:30	島原	島原市城内1丁目1177 島原文化会館小ホールA	
19	10月4日(火) 13:30~15:30	佐世保	佐世保市三浦町2-3 アルカスSASEBO大会議室A	
20	10月25日(火) 13:30~15:30	長崎	長崎市栄町4-9 長崎県市町村会館	
21	11月8日(火) 13:30~15:30	県央	大村市幸町25-30 パークベルズ	
22	11月15日(火) 13:30~15:30	佐世保	佐世保市三浦町2-3 アルカスSASEBO大会議室A	◎予定変更あり
23	11月29日(火) 13:30~15:30	長崎	長崎市栄町4-9 長崎県市町村会館	

◎講師として弁護士を予定しています。

※都合により開催日時・場所の変更がある場合があります。

【 別紙 】

主観点項目:暴力団等排除への取組み(不当要求防止責任者講習の受講)

<評価の方法>

- 評価においては、直前2年間の受講歴を対象とする。初年度の受講期間は H22.4.1 から H23.3.31 まで認めるが、2ヶ年目以降は、審査対象特定日(10/31)までに受講すること。

区分	H22	H23	H24	H25
講習会 A	①	②	③	④
講習会 B		△1	△2	△3

○講習会の受講対象者

- 講習会 A:不当要求防止責任者講習会(対象者 経營業務の管理責任者)
- 講習会 B:不当要求防止担当者講習会(対象者 経營業務の管理責任者又はその他の職員)

※講習会Bは平成23年度より開始予定

○主観点加算の要件

- 次の要件を満たしたときに、主観点5点を加算

ア)講習会Aをまず受講すること。

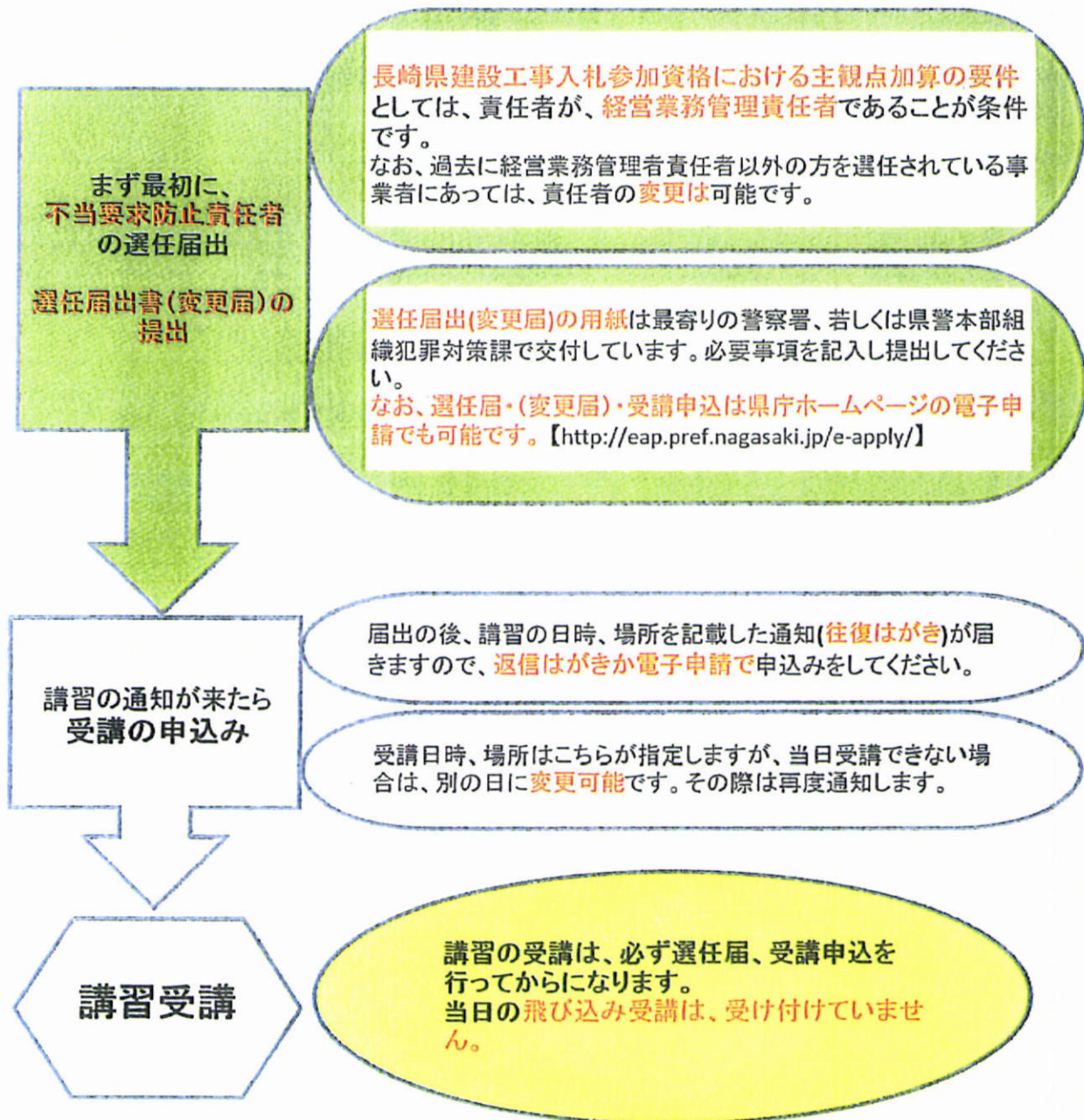
イ)上記ア)の翌年に講習会A又はBを受講すること。

ウ)講習会Aは少なくとも3年に1回は受講すること。

<具体的評価例>

パターン(※矢印は受講順を示す)	格付名簿適用年度の有無			備 考
	H24	H25	H26	
①→②、①→△1	○	—	—	
①→②→③→④	○	○	○	
①→△1→△2→④	○	○	○	
①→②→△2→△3	○	○	○	
①→△1→△2→△3	○	○	×	H26 は、上記イ)に該当しないため、「×」
①→②→ →④、①→△1→ →④	○	×	—	H25 は、上記イ)に該当しないため、「×」
①→ →③→④、①→ →③→△3	×	×	○	H24,25 は、上記イ)に該当しないため、「×」
△1→△2→④、△1→△2→△3	—	×	×	H25,26 は、上記ア)に該当していないため、「×」
①→ →△2→④	×	×	×	H24,25、上記イ)に該当しないため、「×」
①→ →△2→△3	×	×	×	H26 は、上記ア)に該当していないため、「×」

不当要求防止責任者講習受講の流れと手続き



???ご質問・お問い合わせは???

長崎市万才町4番8号 長崎県警察本部 組織犯罪対策課
電話 095-820-0110 内線4425・4426

★ 講習会場は十分な駐車場が確保できません。車両でのご来場はお控え下さい。★